第六章　保健衛生及び医療

（法第四十九条に規定する法務省令で定める日等）

第二十九条　法第四十九条に規定する法務省令で定める日は、次に掲げる日とする。

一　第二十三条第二項第二号に掲げる日

二　おおむね一時間以上、矯正教育として運動を行う日

2　在院者には、一日におおむね一時間以上、運動の機会を与えるものとする。ただし、運動の機会を与えた時間と矯正教育として運動を行った時間との合計が一日におおむね一時間以上となるときは、この限りでない。

（入浴の回数等）

第三十条　在院者には、入院後速やかに、及び一週間に二回以上、入浴を行わせる。

2　女子の在院者の入浴の立会いは、女子の職員が行わなければならない。

（調髪及びひげそりの回数等）

第三十一条　男子の在院者には、入院後速やかに、及びおおむね一月に一回、調髪を行わせる。

2　男子の在院者には、入院後速やかに、及び一週間に二回以上、ひげそりを行わせる。

3　女子の在院者には、必要があるときに、調髪及び顔そりを行わせる。

4　前三項の規定にかかわらず、在院者が調髪又はひげそりを行わないことを希望する場合において、その宗教、その者が国籍を有する国における風俗慣習、出院の時期その他の事情を考慮して相当と認めるときは、調髪又はひげそりを行わせないものとする。

5　在院者の調髪の髪型並びにその調髪、ひげそり及び顔そりの方法の基準は、法務大臣が定める。

（健康診断の事項）

第三十二条　法第五十三条第一項前段の規定による健康診断は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、第一号及び第三号（身長及び体重の測定を除く。）から第九号までに掲げる事項については、医師が法務大臣が定める基準に従い必要でないと認めるときは、健康診断を省略することができる。

一　既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査

二　自覚症状及び他覚症状の検査

三　身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査

四　血圧の測定

五　尿中の糖及び蛋白の有無の検査

六　胸部エックス線検査

七　血色素量及び赤血球数の検査

八　血糖検査

九　性感染症検査

2　法第五十三条第一項後段の規定による健康診断は、前項第二号に掲げる事項のほか、医師が必要と認める事項について行うものとする。

（指名医の遵守事項）

第三十三条　少年院の長は、法第五十五条第一項の規定による診療（栄養補給の処置を含む。以下この条及び第七十四条第一項において同じ。）を受けることを許す場合には、法第五十五条第一項の診療を行う医師又は歯科医師に対し、次に掲げる事項を具体的に指示するものとする。

一　正当な理由なく、診療を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。

二　診療に用いる器具、材料、薬剤その他の物品について、少年院の長が指定するもの以外のものを使用してはならないこと。

三　在院者と金品の授受をしてはならないこと。

四　在院者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、少年院の規律及び秩序を維持するため必要な事項

（看護の実施方法等）

第三十四条　少年院の長は、在院者に法第五十六条第二項の規定による看護（以下この条において単に「看護」という。）を受けることを許す場合には、あらかじめ、在院者及びその看護をする者が看護に関し遵守すべき事項を定め、これを在院者に告知し、及びその看護をする者に通知するものとする。

2　少年院の長は、看護を受ける在院者又はその看護をする者が、少年院の職員の指示に従わないとき、前項の規定により定めた遵守すべき事項を遵守しないとき、その他その看護を継続することが不適当であるときは、これを中止することができる。

（法第五十七条に規定する法務省令で定める措置）

第三十五条　法第五十七条に規定する法務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類その他の物品についての消毒、廃棄その他病原体の繁殖及び飛散を防止する措置

二　矯正教育を受けさせないこと。

三　入浴又は調髪を行わせないこと。

第七章　物品の貸与等及び自弁

（室内装飾品の貸与等）

第三十六条　在院者には、室内装飾品は、その者の処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができる。

2　在院者には、嗜好品は、在院者の処遇として特別な行事を行う場合並びに国民の祝日に関する法律第二条に規定する国民の祝日、一月二日及び一月三日に限り、支給することができるものとする。

3　前二項に定めるもののほか、法第六十条第二項の規定により在院者に貸与し、又は支給する物品の品名及びその貸与又は支給の基準は、法務大臣が定める。

（自弁の物品の使用等）

第三十七条　在院者には、法第六十一条各号に掲げる物品（法第六十二条第一項各号に掲げる物品を除く。以下この条において同じ。）について、この条の定めるところにより、必要な数量の範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すことができるものとする。

2　在院者には、法第六十一条第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合、法第三十九条の規定により矯正教育を少年院の外の適当な場所で行う場合、院外委嘱指導を受けさせる場合及び法第四十四条第二項の規定により同条第一項の支援を少年院の外の適当な場所で行う場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

3　在院者には、法第六十一条第二号及び第四号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、法第三十九条の規定により矯正教育を少年院の外の適当な場所で行う場合、院外委嘱指導を受けさせる場合、法第四十四条第二項の規定により同条第一項の支援を少年院の外の適当な場所で行う場合、法第四十五条第一項の規定により外出又は外泊を許す場合、法第九十二条第一項又は第二項の規定により面会（宿泊面会を含む。）を許す場合、法第百十条第一項の規定による出席又は訪問を許す場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの摂取を許すことができるものとする。

4　在院者には、法第六十一条第三号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、その者の処遇上適当と認める場合に限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

5　在院者には、法第六十一条第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品（法務大臣が定める品名のものに限る。）について、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

一　タオル、歯ブラシその他の日用品

二　学用品その他の余暇に充てられるべき時間帯における知的及び教育的活動に用いる物品

三　手袋、マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であって、在院者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの